

【指定障害児通所支援事業の自己点検表】

(児童発達支援／医療型児童発達支援／放課後等デイサービス／居宅訪問型児童発達支援／保育所等訪問支援)

事業所名：

受検年月日： 年 月 日

担当者氏名：

○鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 (平成 24 年鳥取県条例第 81 号)	点検結果	○鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例 施行規則 (平成 25 年鳥取県規則第 28 号)	点検結果
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号、第 21 条の 5 の 15 第 3 項第 1 号（法第 21 条の 5 の 16 第 4 項及び第 24 条の 9 第 3 項（法第 24 条の 10 第 4 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 21 条の 5 の 17 第 1 項第 1 号及び第 2 号、第 21 条の 5 の 19 第 1 項及び第 2 項並びに第 24 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第 3 条 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（以下「障害児支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して支援を行い、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に支援を</p>	適・否	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成 24 年鳥取県条例第 81 号。以下「条例」という。）第 6 条及び第 7 条第 2 項並びに別表第 1 及び別表第 2 の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義等)</p> <p>第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）並びに条例で使用する用語の例による。</p> <p>2 条例別表第 1 の 1 の表従業者の配置の項第 1 号（1）イの規則で定める者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 63 号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2 年以上障害福祉サービスに関する業務に従事したものとする。</p>	

<p>行わなければならない。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った支援を行わなければならない。</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 条例に定めるもののほか、指定通所支援に係る指定基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。</p> <p>3 条例に定めるもののほか、障害者総合支援法第29条第1項の指定（生活介護に係るものに限る。）を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第3のとおりとする。</p> <p>4 条例に定めるもののほか、介護保険法第41条第1項本文の指定（通所介護に係るものに限る。）又は同法第42条の2第1項本文の指定（地域密着型通所介護に係るものに限る。）を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第4のとおりとする。</p> <p>5 条例に定めるもののほか、介護保険法第42条の2第1項本文の指定（小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。）に係るものに限る。）又は同法第54条の2第1項本文の指定（介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。）を受けている者により提供される指定通所支援に係る共生型指定基準は、別表第5のとおりとする。</p> <p>6 基準該当通所支援に係る従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第6のとおりとする。</p> <p>7 生活介護を行う事業所であって指定障害福祉サービス事業者の指定を受けているものが別表第7に掲げる基準を満たすときは、前項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>8 通所介護又は地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）を行う事業所であって介護保険法第41条第1項本文又は第42条の2第1項本文の指定を受けているものが別表第8に掲げる基準を満たすときは、第6項に定める基準を満たしてい</p>	
<p>(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者の要件)</p> <p>第4条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(病院又は診療所において行う医療型児童発達支援に係る指定にあつては、個人又は法人)とする。ただし、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。</p>	<p>適・否</p>		
<p>(指定通所支援の事業の基本方針)</p> <p>第5条 指定通所支援の事業は、次の基本方針により行うものとする。</p> <p>(1) 児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行わなければならない。</p> <p>(2) 医療型児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行わなければならない。</p> <p>(3) 放課後等デイサービスは、障害児が生活能力を向上させ、</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		

<p>及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行わなければならない。</p> <p>(4) 居宅訪問型児童発達支援は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行わなければならない。</p> <p>(5) 保育所等訪問支援は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行わなければならない。</p> <p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 指定通所支援に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「指定基準」という。）は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>2 指定通所支援に係る法第21条の5の17第1項第1号及び第2号の条例で定める基準（以下「共生型指定基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 介護保険法第41条第1項本文の指定（通所介護に係るものに限る。）、同法第42条の2第1項本文の指定（地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス（訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。）に係るものに限る。）、同法第54条の2第1項本文の指定（介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。）又は障害者総合支援法第29条第1項の指定（生活介護に係るものに限る。）を受けている者により</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>るものとみなす。</p> <p>9 小規模多機能型居宅介護（複合型サービスに該当するものを含む。）を行う事業所であって介護保険法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が別表第9に掲げる基準を満たすときは、第6項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第4条 条例に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第10のとおりとする。</p> <p>2 障害児入所支援及び療養介護を一体的に行う施設については、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）別表第2及び鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）別表第2に掲げる基準を満たしているときは、医療型障害児入所施設に係る前項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。 （平成24年4月1日前から継続している事業等の特例）</p> <p>2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項に規定する者に対する第3条及び別表第1の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同条中「別表第1」とあるのは「別表第1（1の表従業者の配置の項第1号（2）及び（3）並びに3の表従業者の配置の項第2号及び第3号の規定を除く。）」と、別表第1の1の表サービスの提供の項第16号、2の表サービスの提供の項第15号、3の表サービスの提供の項第14号及び4の表サービスの提供の項第16号中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「管理者」とする。</p>	
---	-----------------------	---	--

<p>提供されること。</p> <p>(2) 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあつては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。</p> <p>ア 児童発達支援 別表第1の1の表(従業者の配置の項第1号(1)イからエまで及び(2)から(4)まで並びに第2号から第4号まで、設備の項第1号(1)及び(2)、第2号並びに第3号並びに利用定員の項を除く。)に掲げる基準</p> <p>イ 放課後等デイサービス 別表第1の3の表(従業者の配置の項第1号(2)から(4)まで及び第2号から第6号まで、設備の項第1号から第3号まで並びに利用定員の項を除く。)に掲げる基準</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、指定通所支援に係る指定基準及び共生型指定基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所(次に掲げる事業を行う事業所を含む。)に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>(1) 生活介護</p> <p>(2) 通所介護、地域密着型通所介護又は小規模多機能型居宅介護(複合型サービスに該当するものを含む。)</p> <p>(指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第7条 指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児入所施設の区分に応じ、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準は、指定障害児入所施設の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p>	<p>3 整備法附則第22条第2項に規定する施設の設置者に対する別表第1の1の表従業者の配置の項第2号の規定の適用については、同号(4)及び(6)中「言語聴覚士」とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。</p> <p>附 則(平成25年規則第71号)</p> <p>この規則は、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例(平成25年鳥取県条例第57号)の施行の日(平成25年10月11日)から施行する。</p> <p>附 則(平成27年規則第15号)</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年規則第24号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成29年規則第11号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)別表第1の3の表に規定する基準を満たしている指定放課後等デイサービス事業者については、改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の際現に旧規則別表第3の2の表に規定する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新規則の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成30年規則第30号)</p>	
--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 24 年 4 月 1 日前から継続している事業等の特例)
- 2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。)附則第 22 条第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者とみなされた者に対する第 6 条第 1 項及び別表第 1 の規定の適用については、平成 27 年 3 月 31 日までの間、同項中「別表第 1」とあるのは「別表第 1 (1 の表従業者の配置の項第 1 号 (1) のウ及びエ並びに (4) 並びに 3 の表従業者の配置の項第 1 号 (3) 及び (4) 並びに第 4 号を除く。)」と、別表第 1 の 1 の表障害児支援計画の項中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「管理者」とする。
- 3 整備法附則第 22 条第 2 項の規定により指定障害児通所支援事業者とみなされた者に対する別表第 1 の 1 の表従業者の配置の項第 2 号の規定の適用については、同号中「言語聴覚士」とあるのは、「言語機能訓練担当職員」とする。
- 4 整備法附則第 27 条前段の規定により指定障害児入所施設とみなされた施設(この条例の施行の日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)に対する第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「別表第 2」とあるのは、「別表第 2 (1 の表設備の項第 3 号を除く。)」とする。

附 則 (平成 25 年条例第 34 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 9 条の 2 第 2 号の改正規定(「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める部分に限る。)、第 3 条の規定、第 5 条中鳥取県特別医療費助成条例第 3 条第 2 項第 1 号の改正規定(「第 5 条第 23 項」を「第 5 条第 22 項」に改める部分に限る。)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、改正後の別表第 1 の 1 の表従業者の配置の項第 1 号 (1) 及び (2) の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。
 - 3 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則別表第 3 の 1 の表に規定する基準を満たしている基準該当指定児童発達支援事業者については、改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成 31 年規則第 23 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

及び第8条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第14号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第37号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の別表第1の3の表従業者の配置の項右欄の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、改正後の別表第1の1の表従業者の配置の項第1号（1）及び（3）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第17号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>ア 管理者</p> <p>イ 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス事業に従事した経験を有する者であって規則で定めるもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）</p> <p>ウ 児童発達支援管理責任者</p> <p>エ 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p> <p>(2) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を置くこと。</p> <p>(3) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤であること。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤であること。</p> <p>2 児童発達支援センターの従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる従業者を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>ア 管理者</p> <p>イ 児童指導員及び保育士</p> <p>ウ 栄養士</p> <p>エ 調理員</p> <p>オ 児童発達支援管理責任者</p>

適・否

適・否

適・否

適・否

適・否

別表第1（第3条関係）

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、事業所に配置する従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者は、サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう利用者の障がいの程度に応じ1人又は複数に区分した利用者の単位をいう。以下同じ。）ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p>ア 利用者の数が10人以下の事業所 2人</p> <p>イ 利用者の数が10人を超える事業所 利用者の数から10を控除した数を5で除した数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）に2を加えた人数</p> <p>(2) (1)に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、1人以上とすること。</p> <p>(4) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を1人以上置くこと。</p> <p>(5) 機能訓練担当職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数（1）に掲げる従業者の人数に含めることができること。</p> <p>(6) 主として重症心身障害児が通う事業所は、</p>

適・否

適・否

適・否

適・否

適・否

適・否

	<p>カ 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p> <p>(2) 主として難聴児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、言語聴覚士を置くこと。</p> <p>(3) 主として重症心身障害児が通う場合は、(1)に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。</p> <p>(4) 従業者(管理者を除く。)は、専ら当該児童発達支援センターの職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、栄養士及び調理員を、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>3 従業者は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>4 主として重症心身障害児が通う事業所及び児童発達支援センターは、嘱託医師を定めておくこと。</p> <p>5 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>(1)の規定にかかわらず、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び看護職員をそれぞれ1人以上置くこと。</p> <p>2 児童発達支援センターに配置する従業者は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 児童指導員及び保育士は、サービスの単位ごとに、おおむね利用者の数を4で除して得た人数以上で、それぞれ1人以上とすること。</p> <p>(2) 栄養士は、1人以上とすること。</p> <p>(3) 調理員は、1人以上とすること。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、1人以上とすること。</p> <p>(5) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上置くこと。</p> <p>ア 主として難聴児が通う事業所 機能訓練を行うために必要な人数</p> <p>イ ア以外の事業所 1人</p> <p>(6) 主として難聴児が通う事業所には、言語聴覚士をサービスの単位ごとに4人以上置くこと。</p> <p>(7) 主として重症心身障害児が通う事業所には、看護職員を1人以上置くこと。</p> <p>(8) 機能訓練担当職員、言語聴覚士又は看護職員を配置する場合は、その数を(1)に掲げる従業者の人数に含めることができること。</p> <p>(9) 利用定員が40人以下の事業所は、(2)の規定にかかわらず、栄養士を置かないことができること。</p> <p>(10) 利用定員が40人以下の事業所で調理業務の全部を委託する場合は、(3)の規定にかかわらず、調理員を置かないことができること。</p> <p>3 主として重症心身障害児が通う事業所及び児</p>	<p>適・否</p>
<p>設備</p>	<p>1 児童発達支援センターであるものを除き、設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>ア 指導訓練室</p> <p>イ サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>(2) 指導訓練室は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める広さ及び機械器具等を有すること。</p> <p>(3) 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を置くこと。</p> <p>2 児童発達支援センターの設備は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる設備を設けること。ただし、利</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		

	<p>用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>ア 指導訓練室 イ 遊戯室 ウ 屋外遊戯場（付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。） エ 医務室 オ 相談室 カ 調理室 キ 便所 ク サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>(2) (1)に掲げる設備のほか、主として知的障がいのある児童が通う場合は静養室を、主として難聴児が通う場合は聴力検査室を設けること。</p> <p>(3) (1)に規定する設備は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める広さ及び機械器具等を有すること。</p> <p>(4) 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を置くこと。</p> <p>3 専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>童発達支援センターの嘱託医師の人数は、1人以上とすること。</p> <p>4 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p> <p>5 当該事業所（児童発達支援センターを除く。）と一体的に管理運営を行う従たる事業所を設置する場合は、児童発達支援管理責任者以外の従業者のうち当該事業所又は従たる事業所の職務に従事する者のそれぞれ1人以上を、常勤かつ専ら当該職務に従事する者とする事。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>利用定員</p>	<p>10人以上とすること。ただし、主として重症心身障害児が通う場合は、5人以上とすることができる。</p>	<p>適・否</p>	<p>設備</p>	<p>1 児童発達支援センター以外の事業所に設ける指導訓練室は、利用者の支援に支障がない広さとする事。</p> <p>2 児童発達支援センターの設備は、次のとおりとする事。</p> <p>(1) 指導訓練室は、定員をおおむね10人とし、利用者1人当たりの床面積を、2.47平方メートル以上とする事。</p> <p>(2) 遊戯室は、利用者1人当たりの床面積を、1.65平方メートル以上とする事。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>サービスの開始</p>	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ず</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>サービスの開始</p>	<p>1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p> <p>2 サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされたサービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認すること。</p> <p>3 児童の保護者が受けた通所給付決定の支給量を超えてサービスを提供しないこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>

	<p>ること。</p> <p>3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 利用定員</p> <p>(5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) 事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(12) 従業者の勤務体制</p> <p>(13) その他サービスの選択に資する重要事項</p>	適・否		<p>4 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、提供することとしたサービスの量その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を当該保護者の通所受給者証に記載すること。</p> <p>5 サービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。</p> <p>6 通所受給者証記載事項に変更があった場合は、前2号の規定に準じること。</p>	適・否
障害児支援計画	<p>1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を作成させること。</p> <p>2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発達を支援する適切な内容とすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	障害児支援計画	<p>1 計画の作成後、計画の実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更を行うこと。</p> <p>2 モニタリングに当たっては、利用者の保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1) 定期的に保護者及び利用者面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>3 計画の変更については、計画の作成に準じて行うこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
			サービスの提供	<p>1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明すること。</p> <p>2 サービスの利用について市町村又は指定障害児相談支援事業者が行う連絡調整に協力すること。</p> <p>3 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

	<p>措置を講ずること。</p> <p>7 サービスの開始の項第3号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>8 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>9 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>10 提供するサービスについて定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>由を書面により説明し、その同意を得ること。また、前3号の規定により保護者から支払を受けたときは、その者に対し領収証を交付すること。</p> <p>10 障害児通所給付費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該保護者に交付すること。</p> <p>11 利用者が同一の月に複数の事業者から障害児通所支援を受ける場合において、当該利用者の保護者から各事業者を支払うべき額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して、市町村及び他の事業者に通知すること。</p> <p>12 法第21条の5の7第11項の規定により市町村から障害児通所給付費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。</p> <p>13 障害児支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。</p> <p>14 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。 (1) 次号に規定する相談及び援助 (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言</p> <p>15 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。</p> <p>16 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うこと。また、利用者の適性に応じ、利用者ができる限り健全な</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	<p>適・否</p>			<p>適・否</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。また、他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。</p> <p>2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>			<p>適・否</p> <p>適・否</p>

	<p>3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第 21 条の 5 の 22 第 1 項又は社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 56 条第 1 項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行うこと。</p> <p>17 利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行うこと。</p> <p>18 事業所内では、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせないこと。</p> <p>19 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事をあらかじめ作成された献立に従い、適切な時間に提供すること。また、その材料には県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。</p> <p>20 教養娯楽のための備品等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うこと。</p> <p>21 常に利用者の家族との連携を図るよう努めること。</p> <p>22 児童発達支援センターは、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、利用者に対し、通所開始時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は利用者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握した場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <table border="1" data-bbox="1301 1358 1951 1437"> <tr> <td data-bbox="1301 1358 1626 1437">児童相談所等における通所前の健康診断</td> <td data-bbox="1626 1358 1951 1437">通所開始時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における通所前の健康診断	通所開始時の健康診断	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
児童相談所等における通所前の健康診断	通所開始時の健康診断						

			利用者が通学する学校 における健康診断	必要の都度の健康診断	
			23	管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせるとともに、従業者に必要な指揮命令を行わせること。	適・否
			24	災害の発生その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、サービスの提供を行わないこと。	適・否
			25	児童発達支援センターは、避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練を、毎月1回以上行うこと。	適・否
			26	利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。	適・否
			27	利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除き、事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。	適・否
			28	設備、食器等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うこと。	適・否
			29	感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。	適・否
			30	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	適・否
			31	サービスを利用しようとする利用者が、適切かつ円滑に利用できるように、サービスの内容に関する情報提供を行うこと。	適・否
			32	広告をする場合には、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとししないこと。	適・否

		<p>33 障害児相談支援事業若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの者の従業者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。</p>	適・否
		<p>34 障害児相談支援事業者等から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。</p>	適・否
		<p>35 児童発達支援センターは、事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は障害児が通う保育所、学校その他の施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めること。</p>	適・否
		<p>36 児童発達支援センターの従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払うこと。</p>	適・否
		<p>37 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保すること。</p>	適・否
		<p>38 保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。</p>	適・否
		<p>39 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。</p>	適・否
		<p>40 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。</p>	適・否
		<p>41 事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p>	適・否
		<p>42 提供するサービスの質の評価及び改善を行う</p>	適・否

			<p>に当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて、その改善を図ること。</p> <p>(1) 利用者及びその保護者の意向、利用者の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</p> <p>(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</p> <p>(3) 事業の用に供する設備及び備品等の状況</p> <p>(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</p> <p>(5) 利用者及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>(7) サービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p>	
		<p>記録の作成及び保存</p>	<p>条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p>	<p>適・否</p>
		<p>事故等への対応</p>	<p>1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力すること。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>

2 医療型児童発達支援			2 医療型児童発達支援		
区分	基準		区分	基準	
従業者の配置	1 診療所として必要な従業者のほか、次に掲げる従業者を置くこと。 (1) 管理者 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 看護職員 (5) 理学療法士又は作業療法士 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合に限る。）	適・否	従業者の配置	1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。 (1) 医師 診療所として必要とされる数 (2) 児童指導員 1人以上 (3) 保育士 1人以上 (4) 看護職員 1人以上 (5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上 (6) 児童発達支援管理責任者 1人以上	適・否
	2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。	適・否		2 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができること。	適・否
	3 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該事業所の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。	適・否		3 利用者の支援に支障がない場合は、利用者の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができること。	適・否
	4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。	適・否		設備	1 階段の傾斜を緩やかにすること。 2 診療所として必要な設備は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねないこと。
設備	1 診療所として必要な設備のほか、次に掲げる設備を設けること。 (1) 指導訓練室 (2) 屋外訓練場 (3) 相談室 (4) 調理室 (5) 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 2 設備は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備	適・否 適・否	サービスの開始	【1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。】 1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。 2 サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされたサービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認すること。	適・否 適・否

	に兼ねることができる。 3 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。	適・否		3 児童の保護者が受けた通所給付決定の支給量を超えてサービスを提供しないこと。 4 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、提供することとしたサービスの量その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を当該保護者の通所受給者証に記載すること。 5 サービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。 6 通所受給者証記載事項に変更があった場合は、前2号の規定に準じること。	適・否 適・否
利用定員	10人以上とすること。	適・否			
サービスの開始	1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。 2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。 3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額 (6) 事業の実施地域 (7) サービスの利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 従業者の勤務体制 (12) その他サービスの選択に資する重要事項	適・否 適・否 適・否	障害児支援計画	【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】 1 計画の作成後、計画の実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更を行うこと。 2 モニタリングに当たっては、利用者の保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。 (1) 定期的に保護者及び利用者面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 3 計画の変更については、計画の作成に準じて行うこと。	適・否 適・否
障害児支援計画	【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】 1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を作成させること。 2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用	適・否 適・否	サービスの提供	1 1の表サービスの提供の項（第6号から第10号まで、第12号、第38号及び第42号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 【1の表サービスの提供の項の該当部分】 1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨	適・否 適・否

	<p>者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発達を支援する適切な内容とすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。</p> <p>5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者に交付すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>とし、利用者及び保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明すること。</p> <p>2 サービスの利用について市町村又は指定障害児相談支援事業者が行う連絡調整に協力すること。</p> <p>3 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに通所給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>4 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行うこと。</p> <p>5 サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>11 利用者が同一の月に複数の事業者から障害児通所支援を受ける場合において、当該利用者の保護者から各事業者に支払うべき額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して、市町村及び他の事業者に通知すること。</p> <p>13 障害児支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。</p> <p>14 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。 (1) 次号に規定する相談及び援助 (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言</p> <p>15 常に利用者の心身の状況、その置かれている</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>サービスの提供</p>	<p>1 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 15 条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。</p> <p>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>4 管理者は、利用者に対し法第 47 条第 1 項本文</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>			

	<p>の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6 サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限りこと。</p> <p>8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>9 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。</p> <p>16 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うこと。また、利用者の適性に応じ、利用者ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行うこと。</p> <p>17 利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行うこと。</p> <p>18 事業所内では、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせないこと。</p> <p>19 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事をあらかじめ作成された献立に従い、適切な時間に提供すること。また、その材料には県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。</p> <p>20 教養娯楽のための備品等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うこと。</p> <p>21 常に利用者の家族との連携を図るよう努めること。</p> <p>22 児童発達支援センターは、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、利用者に対し、通所開始時の健康診断及び必要の都度の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する児童生徒等の健康診断に準じて、又は利用者の障がいの特性等に配慮して行うこと。ただし、次の表の左欄に掲げる健康診断の</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	<p>適・否</p>			<p>適・否</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家</p>	<p>適・否</p>			<p>適・否</p>

	<p>族の個人情報を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。また、他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。</p> <p>2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第21条の5の22第1項又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>結果を把握した場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p> <table border="1" data-bbox="1310 316 1960 481"> <tr> <td data-bbox="1310 316 1630 402">児童相談所等における通所前の健康診断</td> <td data-bbox="1630 316 1960 402">通所開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1310 402 1630 481">利用者が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="1630 402 1960 481">必要の都度の健康診断</td> </tr> </table> <p>23 管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせるとともに、従業者に必要な指揮命令を行わせること。</p> <p>24 災害の発生その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、サービスの提供を行わないこと。</p> <p>25 児童発達支援センターは、避難訓練、消火訓練又は地震等の災害に対する訓練を、毎月1回以上行うこと。</p> <p>26 利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。</p> <p>27 利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務を除き、事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。</p> <p>28 設備、食器等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うこと。</p> <p>29 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>30 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利</p>	児童相談所等における通所前の健康診断	通所開始時の健康診断	利用者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
児童相談所等における通所前の健康診断	通所開始時の健康診断								
利用者が通学する学校における健康診断	必要の都度の健康診断								

		<p>41 事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p> <p>2 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額とし、保護者から支払を受ける額は、法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払を受ける障害児通所給付費の額又は法第21条の5の29第3項の規定により市町村から支払を受ける肢体不自由児通所医療費の額をそれぞれ控除した額とすること。</p> <p>3 前号に定めるもののほか、サービスの提供に要する次に掲げる費用について、保護者から支払を受けることができること。また、(1)の費用の額は、知事が別に定める額とすること。 (1) 食事の提供に要する費用 (2) 日用品費 (3) (1)及び(2)のほか、利用者の便益を直接向上させるための日常生活において必要となる費用であって、保護者に負担させることが適当であるもの</p> <p>4 前2号に定めるもののほか、その用途が直接利用者の便益を向上させるための費用で、保護者に支払を求めることが適当なものについては、保護者から支払を受けることができること。</p> <p>5 前2号の規定により、保護者に支払を求めるときは、その用途及び額並びに支払を求める理由を書面により説明し、その同意を得ること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
--	--	--	--

			<p>また、前3号の規定により保護者から支払を受けたときは、その者に対し領収証を交付すること。</p> <p>6 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該保護者に交付すること。</p> <p>7 法第21条の5の7第11項の規定により市町村から障害児通所給付費の支払を受けたとき及び法第21条の5の29第3項の規定により市町村から肢体不自由児通所医療費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。</p> <p>8 保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
		<p>記録の作成及び保存</p>	<p>【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p>	<p>適・否</p>
		<p>事故等への対応</p>	<p>【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつ</p>	<p>適・否</p>

		<p>せんにできる限り協力すること。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p>	適・否
--	--	---	-----

3 放課後等デイサービス			3 放課後等デイサービス		
区分	基準		区分	基準	
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者</p> <p>(4) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）</p> <p>2 主として重症心身障害児が通う場合は、前号に掲げる従業者のほか、看護職員を置くこと。</p> <p>3 従業者は、利用者の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>4 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤であること。</p> <p>5 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤であること。</p> <p>6 主として重症心身障害児が通う場合は、嘱託医師を定めておくこと。</p> <p>7 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>8 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>従業者の配置</p> <p>1 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者は、サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上とすること。</p> <p>(1) 利用者の数が10人以下の事業所 2人</p> <p>(2) 利用者の数が10人を超える事業所 利用者の数から10を控除した数を5で除した数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）に2を加えた人数</p> <p>2 前号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。</p> <p>3 児童発達支援管理責任者は、1人以上とすること。</p> <p>4 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は、機能訓練担当職員を1人以上置くこと。</p> <p>5 機能訓練担当職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を第1号に掲げる従業者の人数に含めることができること。</p> <p>6 主として重症心身障害児が通う事業所は、第1号の規定にかかわらず、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員及び看護職員をそれぞれ1人以上置くこと。</p> <p>7 主として重症心身障害児が通う事業所の嘱託医師の人数は、1人以上とすること。</p> <p>8 利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事さ</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 指導訓練室</p> <p>(2) サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>2 指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>3 設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>			

	障がないと認められるときは、この限りでない。 4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。	適・否		せることができること。 9 当該事業所と一体的に管理運営を行う従たる事業所を設置する場合は、児童発達支援管理責任者以外の従業者のうち当該事業所又は従たる事業所の職務に従事する者のそれぞれ1人以上を、常勤かつ専ら当該職務に従事する者とする	適・否
利用定員	【1の表利用定員の項に掲げる基準を満たすこと。】 10人以上とすること。ただし、主として重症心身障害児が通う場合は、5人以上とすることができる。	適・否	設備	指導訓練室は、利用者の支援に支障がない広さとする	適・否
サービスの開始	【2の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。】 1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。 2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。 3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。 (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額 (6) 事業の実施地域 (7) サービスの利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 従業者の勤務体制	適・否 適・否 適・否	サービスの開始	【1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。】 1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。 2 サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされたサービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認すること。 3 児童の保護者が受けた通所給付決定の支給量を超えてサービスを提供しないこと。 4 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、提供することとしたサービスの量その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を当該保護者の通所受給者証に記載すること。 5 サービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。 6 通所受給者証記載事項に変更があった場合は、前2号の規定に準じること。	適・否 適・否 適・否 適・否
			障害児支	【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】	

<p>障害児支援計画</p>	<p>(12) その他サービスの選択に資する重要事項</p> <p>【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を作成させること。</p> <p>2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発達を支援する適切な内容とすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。</p> <p>5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者に交付すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>援計画</p>	<p>すこと。】</p> <p>1 計画の作成後、計画の実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更を行うこと。</p> <p>2 モニタリングに当たっては、利用者の保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。 (1) 定期的に保護者及び利用者面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>3 計画の変更については、計画の作成に準じて行うこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>サービスの提供</p>	<p>1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。</p> <p>2 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。</p> <p>3 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>サービスの提供</p>	<p>【1の表サービスの提供の項（第19号、第22号、第25号、第35号及び第36号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明すること。</p> <p>2 サービスの利用について市町村又は指定障害児相談支援事業者が行う連絡調整に協力すること。</p> <p>3 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに通所給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>4 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行うこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

	<p>措置を講ずること。</p> <p>4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>5 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>6 2の表サービスの開始の項第3号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>7 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。</p> <p>8 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者又はその保護者及び従業者に周知し、定期的に訓練を行うこと。</p> <p>9 提供するサービスについて定期的に質の評価を行い、その結果を利用者及びその保護者に周知するとともに、常に改善を図ること。また、当該評価及び改善の内容を毎年公表すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>5 サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>6 障害児通所給付費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、保護者から支払を受ける額は、法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払を受ける障害児通所給付費の額を控除した額とすること。</p> <p>7 前号に定めるもののほか、サービスの提供に要する次に掲げる費用について、保護者から支払を受けることができること。また、(1)の費用の額は、知事が別に定める額とすること。 (1) 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターの場合に限る。) (2) 日用品費 (3) (1)及び(2)のほか、利用者の便益を直接向上させるための日常生活において必要となる費用であって、保護者に負担させることが適当であるもの</p> <p>8 前2号に定めるもののほか、その用途が直接利用者の便益を向上させるための費用で、保護者に支払を求めることが適当なものについては、保護者から支払を受けることができること。</p> <p>9 前2号の規定により、保護者に支払を求めるときは、その用途及び額並びに支払を求める理由を書面により説明し、その同意を得ること。また、前3号の規定により保護者から支払を受けたときは、その者に対し領収証を交付すること。</p> <p>10 障害児通所給付費の支払われないサービスを</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	<p>適・否</p>		
<p>事故等への対応</p>	<p>【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p>			

	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。また、他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。</p> <p>2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第21条の5の22第1項又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該保護者に交付すること。</p> <p>11 利用者が同一の月に複数の事業者から障害児通所支援を受ける場合において、当該利用者の保護者から各事業者を支払うべき額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して、市町村及び他の事業者に通知すること。</p> <p>12 法第21条の5の7第11項の規定により市町村から障害児通所給付費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。</p> <p>13 障害児支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。</p> <p>14 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。 (1) 次号に規定する相談及び援助 (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言</p> <p>15 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。</p> <p>16 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うこと。また、利用者の適性に応じ、利用者ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行うこと。</p> <p>17 利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよ</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
--	--	--	--	---	---

			<p>価を受けて、その改善を図ること。</p> <p>(1) 利用者及びその保護者の意向、利用者の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</p> <p>(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況</p> <p>(3) 事業の用に供する設備及び備品等の状況</p> <p>(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況</p> <p>(5) 利用者及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策</p> <p>(7) サービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p>	
		<p>記録の作成及び保存</p>	<p>【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p>	<p>適・否</p>
		<p>事故等への対応</p>	<p>【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力すること。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>

4 居宅訪問型児童発達支援			4 居宅訪問型児童発達支援		
区分	基準		区分	基準	
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 訪問支援員</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>3 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該事業所の職務に従事することができる者をもって充てること。</p> <p>4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。</p>	適・否	従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれ定める人数とすること。</p> <p>(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障がい児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下この号において「訓練等」という。）を行い、及び当該障がい児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者であること。</p> <p>3 管理者は、利用者の支援に支障がないと認められるときは、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼ねることができること。</p> <p>4 管理者が訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、利用者の支援に支障がないと認められるときは、管理者を当</p>	適・否
設備	<p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画</p> <p>(2) サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>2 設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>	適・否			
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について</p>	適・否			

	<p>同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) 従業者の勤務体制</p> <p>(10) その他サービスの選択に資する重要事項</p>			<p>該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p>	
<p>障害児支援計画</p>	<p>【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を作成させること。</p> <p>2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発達を支援する適切な内容とすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。</p> <p>5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害児支援計画を当該利用者の保護者に交付するこ</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>サービスの開始</p>	<p>【1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p> <p>2 サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされたサービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認すること。</p> <p>3 児童の保護者が受けた通所給付決定の支給量を超えてサービスを提供しないこと。</p> <p>4 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、提供することとしたサービスの量その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を当該保護者の通所受給者証に記載すること。</p> <p>5 サービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。</p> <p>6 通所受給者証記載事項に変更があった場合は、前2号の規定に準じること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
			<p>障害児支援計画</p>	<p>【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 計画の作成後、計画の実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画</p>	<p>適・否</p>

サービス の提供	<p>と。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくこと。 2 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。 3 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 15 条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。 4 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。 5 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。 6 サービスの開始の項第 3 号（1）から（8）までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。 7 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。 8 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	サービス の提供	<p>の変更を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 モニタリングに当たっては、利用者の保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。 （1）定期的に保護者及び利用者面接すること。 （2）定期的にモニタリングの結果を記録すること。 3 計画の変更については、計画の作成に準じて行うこと。 <p>【1 の表サービスの提供の項の該当部分】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明すること。 2 サービスの利用について市町村又は指定障害児相談支援事業者が行う連絡調整に協力すること。 3 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに通所給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。 4 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行うこと。 5 サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握 	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
記録の作成及び保	【1 の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】				

存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	適・否		<p>に努めること。</p>	適・否
事故等への対応	<p>【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。また、他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。</p> <p>2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第21条の5の22第1項又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>		<p>6 障害児通所給付費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、保護者から支払を受ける額は、法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払を受ける障害児通所給付費の額を控除した額とすること。</p> <p>8 前2号に定めるもののほか、その用途が直接利用者の便益を向上させるための費用で、保護者に支払を求めることが適当なものについては、保護者から支払を受けることのできることを。</p> <p>9 前2号の規定により、保護者に支払を求めるときは、その用途及び額並びに支払を求め理由を書面により説明し、その同意を得ること。また、前3号の規定により保護者から支払を受けたときは、その者に対し領収証を交付すること。</p> <p>10 障害児通所給付費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該保護者に交付すること。</p> <p>11 利用者が同一の月に複数の事業者から障害児通所支援を受ける場合において、当該利用者の保護者から各事業者に支払うべき額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して、市町村及び他の事業者に通知すること。</p> <p>12 法第21条の5の7第11項の規定により市町村から障害児通所給付費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。</p> <p>13 障害児支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うと</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>

			<p>児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。</p> <p>39 サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。</p> <p>40 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。</p> <p>41 事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p> <p>2 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者、保護者若しくは利用者の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示させること。</p> <p>3 1の表サービスの提供の項第6号及び第8号に定めるもののほか、保護者の求めによりサービスの実施地域外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を保護者から受けることができること。</p> <p>4 前号の規定による保護者の支払については、1の表サービスの提供の項第9号の規定に準じること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
		<p>記録の作成及び保存</p>	<p>【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10</p>	<p>適・否</p>

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 110 1283 236"></td> <td data-bbox="1283 110 1980 236"> 年間 (3)(1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間 </td> <td data-bbox="1980 110 2143 560"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 236 1283 560"> 事故等への対応 </td> <td data-bbox="1283 236 1980 560"> 【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】 1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力すること。 2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。 </td> <td data-bbox="1980 236 2143 560"> 適・否 適・否 </td> </tr> </table>		年間 (3)(1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間		事故等への対応	【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】 1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力すること。 2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。	適・否 適・否
	年間 (3)(1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間							
事故等への対応	【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】 1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力すること。 2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。	適・否 適・否						

5 保育所等訪問支援			5 保育所等訪問支援		
区分	基準		区分	基準	
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 訪問支援員</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者</p> <p>2 児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該事業所の職務に従事することができる者をもって充てること。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。</p> <p>4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれ定める人数とすること。</p> <p>(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>2 管理者は、利用者の支援に支障がないと認められるときは、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼ねることができること。</p> <p>3 管理者が訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、利用者の支援に支障がないと認められるときは、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
設備	<p>【4の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画</p> <p>(2) サービスの提供に必要な設備及び備品等</p> <p>2 設備及び備品等は、専ら当該事業の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	サービスの開始	<p>【1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮を行うこと。</p> <p>2 サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされたサービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認すること。</p> <p>3 児童の保護者が受けた通所給付決定の支給量を超えてサービスを提供しないこと。</p> <p>4 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、提供することとしたサービスの量その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
サービスの開始	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に係る児童に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の福祉サービスを提供する者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用の申込みを受けたときは、利用申込者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付し</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>			

	<p>て説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) サービスの内容並びに利用者の保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 事業の実施地域</p> <p>(6) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) 従業者の勤務体制</p> <p>(10) その他サービスの選択に資する重要事項</p>			<p>という。)を当該保護者の通所受給者証に記載すること。</p> <p>5 サービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告すること。</p> <p>6 通所受給者証記載事項に変更があった場合は、前2号の規定に準じること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
<p>障害児支援計画</p>	<p>【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 児童発達支援管理責任者に障害児支援計画を作成させること。</p> <p>2 障害児支援計画は、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を評価することを通じて保護者及び利用者の希望する生活並びに課題等を把握する作業（以下「アセスメント」という。）の結果に基づき、障がいの特性に応じた利用者の発達を支援する適切な内容とすること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者及びその保護者に対して面接すること。また、面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 障害児支援計画の原案を作成したときは、利用者に対するサービスの提供に当たる他の担当者等の意見を聴くとともに、利用者及びその保護者に対して説明し、文書によりその同意を得ること。</p> <p>5 障害児支援計画を作成したときは、当該障害</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>障害児支援計画</p> <p>【1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 計画の作成後、計画の実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更を行うこと。</p> <p>2 モニタリングに当たっては、利用者の保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。</p> <p>(1) 定期的に保護者及び利用者面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>3 計画の変更については、計画の作成に準じて行うこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	
			<p>サービスの提供</p>	<p>【4の表のサービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 1の表サービスの提供の項（第7号、第19号、第22号、第24号、第25号、第35号、第36号及び第42号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>【1の表サービスの提供の項の該当部分】</p> <p>1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及び保護者に対し、支援上必要な</p>	<p>適・否</p>

	児支援計画を当該利用者の保護者に交付すること。			事項について、理解しやすいように説明すること。	
サービスの提供	1 サービスを提供したときは、提供日、提供したサービスの内容その他必要な事項を記録し、利用者の保護者の確認をとること。	適・否		2 サービスの利用について市町村又は指定障害児相談支援事業者が行う連絡調整に協力すること。	適・否
	2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないよう、従業者の研修を実施するなどの必要な措置を講ずること。	適・否		3 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに通所給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。	適・否
	3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は、行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。	適・否		4 通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行うこと。	適・否
	4 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。	適・否		5 サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。	適・否
	5 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。	適・否		6 障害児通所給付費の支払われるサービスの提供の対価の額は、法第21条の5の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、保護者から支払を受ける額は、法第21条の5の7第11項の規定により市町村から支払を受ける障害児通所給付費の額を控除した額とすること。	適・否
	6 利用者の保護者から受領する費用は、提供されるサービスに要する費用のうち規則で定めるものに限ること。	適・否		8 前2号に定めるもののほか、その用途が直接利用者の便益を向上させるための費用で、保護者に支払を求めることが適当なものについては、保護者から支払を受けることができること。	適・否
	7 提供するサービスについて定期的に点検し、その結果を利用者及びその保護者に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。	適・否		9 前2号の規定により、保護者に支払を求めるときは、その用途及び額並びに支払を求める理由を書面により説明し、その同意を得ること。また、前3号の規定により保護者から支払を受けたときは、その者に対し領収証を交付するこ	適・否
記録の作成及び保存	【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】 従業者、設備、備品及び会計に関する帳簿、サ	適・否			

	サービスの提供の項第2号及び第4号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他提供するサービスの状況に関する記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。					適・否			
事故等への対応	<p>【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報等を漏らさないようにするために必要な措置を講ずること。また、他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておくこと。</p> <p>2 サービスの提供により利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び当該利用者の家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、サービスに関する苦情を受け取る窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第21条の5の22第1項又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p>	適・否				適・否			
					<p>と。</p> <p>10 障害児通所給付費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該保護者に交付すること。</p> <p>11 利用者が同一の月に複数の事業者から障害児通所支援を受ける場合において、当該利用者の保護者から各事業者を支払うべき額を算定するよう依頼を受けたときは、その額を算定して、市町村及び他の事業者へ通知すること。</p> <p>12 法第21条の5の7第11項の規定により市町村から障害児通所給付費の支払を受けたときは、保護者に対してその額を通知すること。</p> <p>13 障害児支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。</p> <p>14 児童発達支援管理責任者に、障害児支援計画の作成及び変更に関する業務のほか、次に掲げる業務を行わせること。 (1) 次号に規定する相談及び援助 (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言</p> <p>15 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。</p> <p>16 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うこと。また、利用者の適性に応じ、利用者ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行うこと。</p>	適・否	適・否	適・否	適・否

			<p>れを提示させること。</p> <p>3 1の表サービスの提供の項第6号及び第8号に定めるもののほか、保護者の求めによりサービスの実施地域外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を保護者から受けることができること。</p> <p>4 前号の規定による保護者の支払については、1の表サービスの提供の項第9号の規定に準じること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>
		<p>記録の作成及び保存</p>	<p>【1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に規定する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間</p>	<p>適・否</p>
		<p>事故等への対応</p>	<p>【1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。】</p> <p>1 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力すること。</p> <p>2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。</p>	<p>適・否</p>

別表第2（第3条関係）

※2種類以上の事業を一体的に行う事業所の場合

区分	基準
<p>従業員の配置</p>	<p>1 事業の種類に応じ、条例別表第1 従業員の配置の項及び別表第1 従業員の配置の項に掲げる基準を満たすこと。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうちいずれか2種類以上の事業を一体的に行う場合は、一の事業の従業員を一体的に行う他の事業の同じ職務に従事させることができる。</p> <p>2 利用定員の合計が20人未満である事業所（前号後段に規定するサービスのみを行う事業所を除く。）は、同号前段の規定にかかわらず、従業員（管理者、児童発達支援管理責任者及び嘱託医を除く。）のうち常勤とする者は、1人以上とすることをもって足りること。</p>
<p>設備</p>	<p>事業の種類に応じ条例別表第1 設備の項及び別表第1 設備の項に掲げる基準を満たすこと。ただし、サービスの提供に支障を来さないよう配慮されているときは、一体的に行う他の事業の設備を兼用することができる。</p>
<p>利用定員</p>	<p>1 児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員は、それぞれ10人以上（主として重症心身障害児が通う事業所にあつては、5人以上）とすること。ただし、これらの事業のうち2以上の事業を一体的に行う場合は、利用定員の合計を10人以上（主として重症心身障害児が通う事業所にあつては、5人以上）とすることをもって足りる。</p> <p>2 前号の規定にかかわらず、事業所の利用定員の合計が20人以上である場合は、児童発達支援、</p>

適・否

適・否

適・否

適・否

適・否

			<p>医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員をそれぞれ5人以上とすることができること。ただし、これらの事業のうち2以上の事業を一体的に行う場合は、これらの事業の利用定員の合計を5人以上とすることをもって足りる。</p> <p>3 前2号の規定にかかわらず、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスの事業と主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障害者に対する生活介護の事業を併せて行う場合は、事業所の利用定員の合計を5人以上とすることをもって足りること。</p>	適・否
		サービスの開始	事業の種類に応じて、条例別表第1サービスの開始の項及び別表第1サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
		障害児支援計画	条例別表第1障害児支援計画の項及び別表第1障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
		サービスの提供	事業の種類に応じて、条例別表第1サービスの提供の項及び別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
		記録の作成及び保存	条例別表第1記録の作成及び保存の項及び別表第1記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
		事故等への対応	条例別表第1事故等への対応の項及び別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否

別表第6（第3条関係）

※基準該当通所支援に係る基準

1 児童発達支援

区分	基準
従業者の配置	1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。 (1) 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者 サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上 ア 利用者の数が10人以下の事業所 2人 イ 利用者の数が10人を超える事業所 利用者の数から10を控除した数を5で除した数（1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数）に2を加えた人数 (2) 児童発達支援管理責任者 1人以上
	2 前号（1）に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。
	3 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者を事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
	4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。
設備	1 指導訓練室並びにサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。
	2 指導訓練室には、訓練に必要な機械器具等を備えること。
	3 設備及び備品等は、専ら当該サービスの用に

適・否

適・否

適・否

適・否

適・否

適・否

適・否

適・否

		供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	
	利用定員	10人以上とすること。	適・否
	サービスの開始	条例別表第1の1の表サービスの開始の項及び別表第1の1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	障害児支援計画	条例別表第1の1の表障害児支援計画の項及び別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	サービスの提供	条例別表第1の1の表サービスの提供の項（第5号の規定を除く。）及び別表第1の1の表サービスの提供の項（第10号から第12号まで、第19号、第22号、第25号、第35号、第36号、第38号及び第39号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	記録の作成及び保存	条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項及び別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	事故等への対応	条例別表第1の1の表事故等への対応の項及び別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
	2 放課後等デイサービス		
	区分	基準	
	従業者の配置	<p>1 管理者のほか、次に掲げる従業者をそれぞれに定める人数置くこと。</p> <p>(1) 児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者 サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる人数が、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める人数以上</p> <p>ア 利用者の数が10人以下の事業所 2人</p> <p>イ 利用者の数が10人を超える事業所 利用</p>	適・否

			<p>者の数から10を控除した数を5で除した数 (1に満たない端数があるときは、それを切り上げた数)に2を加えた人数</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1人</p> <p>2 前号に掲げる従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士とすること。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、管理者を当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p> <p>4 常時1人以上の従業者を利用者の指導、訓練等に従事させること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
		設備	1の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
		利用定員	1の表利用定員の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
		サービスの開始	条例別表第1の3の表サービスの開始の項及び別表第1の1の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
		障害児支援計画	条例別表第1の1の表障害児支援計画の項及び別表第1の1の表障害児支援計画の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
		サービスの提供	条例別表第1の3の表サービスの提供の項及び別表第1の1の表サービスの提供の項(第10号から第12号まで、第19号、第22号、第25号、第35号、第36号、第38号及び第39号の規定を除く。)に掲げる基準を満たすこと。	適・否
		記録の作成及び保存	条例別表第1の1の表記録の作成及び保存の項及び別表第1の1の表記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。	適・否
		事故等への対応	条例別表第1の1の表事故等への対応の項及び別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基	適・否

		<p>準を満たすこと。</p> <p>別表第7（第3条関係）</p> <p>1 地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して生活介護と同様のサービスを提供するものであること。</p> <p>2 従業者の人数が、前号のサービスを利用する障害児を生活介護の利用者とみなして加えた場合において指定障害福祉サービス事業者として必要とされる人数以上であること。</p> <p>3 適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>4 障害児通所給付費の支払われるサービスの提供の対価の額が、法第21条の5の3第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額であること。</p> <p>5 利用者の保護者から支払を受ける費用が、前号に定めるもののほか、次に掲げる費用に限られること。</p> <p>(1) サービスの提供に要する日用品費その他の利用者の便益を直接向上させるための日常生活において必要となる費用であって、保護者に負担させることが適当であるもの</p> <p>(2) その用途が直接利用者の便益を向上させるための費用であって、保護者に支払を求めることが適当であるもの</p> <p>6 保護者に前号の費用の支払を求めるときは、その用途及び額並びに支払を求める理由を書面により説明し、その同意を得ていること。また、保護者から前2号の費用の支払を受けたときは、領収証を交付すること。</p> <p>7 障害児通所給付費の支払われないサービスを提供したときは、提供したサービスの内容、保護者から支払を受けた額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に交付すること。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
--	--	---	--

		<p>日当たり定員を登録定員の2分の1以上12人以下とすること。</p> <p>5 居間及び食堂は、機能を十分に発揮できる適当な広さを有すること。</p> <p>6 従業者の人数が、通いサービスを利用する者が居宅要介護者であるとした場合に介護保険法第42条の2第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数以上であること。</p> <p>7 別表第7第3号から第7号までに掲げる基準を満たすこと。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>
--	--	--	----------------------------------